

## 「第12次北海道鳥獣保護管理事業計画（素案）」 意見提出用紙

住 所	〒060-0003 札幌市中央区北3条西11丁目 加森ビル5  電話 011-251-5465 FAX 011-211-8465
フリガナ 氏 名 (団 体 名)	イッパソヤダノホジノ ホカイドウゼンギョウカイ 一般社団法人 北海道自然保護協会

ページ・行	御 意 見
1 ページ 13 行目 「鳥獣被害防止特 措法」等の農林水 産省との連携につ いて	全国的にも高い水準の本道の農林水産業被害に対応するため、「鳥獣被害防止特措法」第4条に基づき市町村が定める被害防止計画等との一層の連携が必要としていますが、平成27年度末に公表された「生態系被害防止外来種リスト」掲載種への対策実施などにおいても、ますます農林水産部局との連携が重要になってきています。連携の強化は国レベルでも課題となっていますが、地方自治体においても現実には環境部局と農林水産部局の連携はほとんどなされておらず、北海道においても鳥獣被害対策において農林水産部局との連携に具体的な方策が必要と考えます。 連携が重要という認識から一歩前進して、具体的な連携体制の構築を進めていただくことを要望します。
10 ページ 32 行目	「生態系等に被害を生じさせている鳥獣」と記されていますが、問題となるのは実際に被害を生じさせている鳥獣以外にも、被害予防的視点から「生態系等に被害を及ぼす可能性のある鳥獣」にも留意する必要があります。よって記述を「生態系等に被害を生じさせている、もしくは被害を及ぼす可能性のある鳥獣」に改めることを提案いたします。
12 ページ 29 行目 あ 学術研究の表 「研究の目的及び 内容」	表の研究の目的及び内容の条件が、「主たる研究目的が、理学、農学、医学、薬学等に関する学術研究であること。」とありますが、近年の鳥獣被害に関する調査研究には、人文・社会科学研究の貢献も重要であり、学問領域を限定する必要はないと考えます。よって、この記述を「主たる研究目的が、鳥獣保護管理に関する学術研究であること。」と変更することを希望します。
同表の「許可対象 者」	上記と同じ理由で、「理学、農学、医学、薬学等に関する調査研究を行う者又はこれら調査研究を行う者から依頼を受けた者」を「鳥獣保護管理に関する調査研究を行う者又はこれら調査研究を行う者から依頼を受けた者」に変更。
【提出先・問い合わせ先】 北海道環境生活部環境局生物多様性保全課（動物管理グループ） 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目道庁12階 電 話 011-231-4111（内線24-393） FAX 011-232-6790 電子メール kansei.shizen@pref.hokkaido.lg.jp	

※この用紙以外での提出でも構いませんが、住所、氏名等が分かるようお願いします。

ページ・行	御 意 見
23 ページ 6 行目	<p>「3 猟区設定に関する事項」の(方針)のイにおいて「会員制等特定の者のみが利用するような形態をとらず、狩猟者登録を受けた多数の狩猟者が公平かつ平等に利用できるよう担保されていること」とされているが、昨今のエゾシカ被害を低減するためには、当面はできるだけ多くの狩猟圧をかけることが必要な場合が多く、その意味において特定の狩猟者だけが利用する形態はできるだけ回避すべきであり、猟区設定による鳥獣管理へのメリットが十分に担保され、かつ一部の特定者にのみ利益が集中するような猟区の設定は回避されなければならず、この点に関しては徹底的な管理体制を敷いていただくことを希望します。</p>
31 ページ 19 行目	<p>「鳥獣保護管理事業を巡る現状と課題」に「エ 農作物被害や生態系に悪影響をもたらしているアライグマなどの外来鳥獣等は、積極的な防除が求められている。」となっているが、積極的な防除が求められるのは、アライグマ等の悪影響をもたらしている鳥獣ばかりではなく、悪影響が危惧される外来種の防除も求められます。特に北海道の場合は、地理的条件から国内外来種に対する防除も必要であり、外来生物法の管轄対象種のみならず、新たに制定された生態系被害防止外来種リストの掲載種に対しても積極的な防除を進めていただくことを希望します。</p>
<p>【提出先・問い合わせ先】          北海道環境生活部環境局生物多様性保全課（動物管理グループ）          〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目道庁12階          電 話 011-231-4111 (内線 24-393)          F A X 011-232-6790          電子メール kansei.shizen1@pref.hokkaido.lg.jp</p>	